

2023年6月26日
(5-17)

コンプライアンスの徹底と再発防止の取り組みについて

本年2月、当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合（独占禁止法違反）事件に関し、公正取引委員会により刑事告発され、東京地方検察庁により起訴されました。

当社は、東急グループの理念や指針に則って「コンプライアンス行動基準」を制定し、ステークホルダーの皆さまから信頼され愛される企業ブランドの確立に取り組んでまいりました。それにもかかわらず、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、深く反省しております。

これを受けまして、当社はこれまでに全営業部員を対象とした独占禁止法に関する社内調査（アンケート）、役員や関係が深い部門長を対象とした独占禁止法に関する講習などを実施して参りました。また、独占禁止法を専門とする弁護士の助言を得ながら、再発防止策を下記項目にて検討し、策定を進めています。

- 1) 組織・制度の構築（コンプライアンス責任者の明確化、独占禁止法コンプライアンス専任組織の新設、社内リーニエンス制度の導入）
- 2) 社内規程の整備（コンプライアンスマニュアル、競合他社との接触ルールなど）
- 3) 事後的なモニタリングの実施（リスクが高い部門への監査）
- 4) 継続的な教育および意識改革（独占禁止法違反事例を中心とした全社員向け研修）

また、2023年5月22日付で、第三者の立場であり、当社と利害関係を有しない外部専門家の弁護士3名で構成された「コンプライアンス独立検証委員会」を設置しました。今後は上記項目に基づき策定した再発防止策をコンプライアンス独立検証委員会に提出し、検証いただき、原因の分析および再発防止策の提言をいただきます。

そして、コンプライアンス独立検証委員会による検証報告書の提言を真摯に受け止め、実施済み、または実施中の具体的な再発防止策は継続しつつ、今後必要な具体策を追加し実効性を高めていきます。

東急エージェンシーが、これからも社会への貢献を実現していくために法令違反行為に対してこれまで以上に厳正に対処し、コンプライアンス体制を強化することにより再発防止を徹底し、お客さまの信頼回復に努めてまいります。

この件に関するお問い合わせ先
株式会社東急エージェンシー
コーポレート本部コーポレートブランディング局広報部
Mail : kouhou@tokyu-agc.co.jp